

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第46号)

令和2年11月26日

徳情個審答申第46号

令和2年11月26日

審査庁

徳島市長 内藤 佐和子 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 永本 能子

徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項第3号の規定に
基づく諮問について（答申）

令和2年10月23日付け介護発第706号により徳島市長から諮問のありました保有個人情報開示請求における請求者の取扱いの件について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

死亡した本人の介護認定記録について、法定相続人に開示請求権を認めることは、適当である。

第2 審査会の判断

1 前提

- (1) 当審査会では、令和2年6月29日付け答申第36号（以下「答申第36号」という。）で、死亡した本人の介護認定情報の開示請求について、「少なくとも本人の子には開示請求権が認められる」と判断している。
- (2) 答申第36号では、死亡した本人の子について本人の介護認定記録の開示請求権が認められるかどうか審査請求の内容となっていたことから、「少なくとも本人の子については開示請求権が認められる」と判断したものであり、開示請求権者を本人の子に限る趣旨ではない。

そこで、答申第36号の「開示請求できる者の範囲及び開示対象となる死者の個人情報の性質等を総合考慮」という判断枠組みを用いて、介護認定記録について、一般的にどこまでの範囲の者に開示請求権が認められるかについて判断する。

2 審査会の判断

- (1) 開示請求できる者の範囲について

徳島市個人情報保護条例（平成17年徳島市条例第1号）第14条に基づく保有個人情報開示請求は、請求者本人に関する個人情報についてその内容を確認すること

により、その個人情報の正確性や取扱いの適正性を担保することを目的とする。そして、死者の個人情報については、死者が自己の個人情報を開示請求する場合は想定できないことから、必然的に死者以外の者に開示請求を認める必要があるところ、法定相続人は本人の権利義務を承継することから、本人に係る個人情報の正確性や取扱いの適正性を本人に代わってチェックする主体としては適切であるといえる。

従って、死者の個人情報の開示の場面でも法定相続人に開示請求権を認めるという取扱いは適当であるといえる。

(2) 開示対象となる死者の個人情報の性質について

また、本件諮問で開示請求の対象となっている介護認定記録の内容は、答申第36号に示したとおり、家族として認識できるような介護認定時の状態に関するものであって、国の通知においても遺族に対して提供を行うとされているものである。このような介護認定記録の性質からすると、死亡した本人の介護認定記録の開示請求権を、法定相続人に認めても問題はないと考えられる。

(3) 上記(1)及び(2)を総合考慮すると、死亡した本人の介護認定記録について法定相続人に開示請求権を認めることは適当であるといえる。

第3 結論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第4 付言

当審査会の判断は以上であるが、保有個人情報開示請求の制度が以前よりも広く認知されるようになってきた現状に鑑みると、今後も死者の介護認定記録について同様の開示請求が行われることが想定される。そのため、実施機関において、死者の介護認定記録の開示請求について、要綱等により開示請求権者を定め、対応することを望むものである。

以 上

《参考1》

審査会委員

会 長	永本 能子
委 員	喜多條 高資
委 員	近藤 雅美
委 員	島内 保彦
委 員	村崎 文彦

《参考2》

審査会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和2年10月23日	実施機関から諮問書を受理した。
令和2年11月6日 (令和2年度第8回審査会)	諮問の説明を行った。
令和2年11月26日 (令和2年度第9回審査会)	審議及び答申案の検討を行った。